

池袋駅地区バリアフリー基本構想

平成31年（2019年）4月改定

豊 島 区

目 次

Ⅰ．基本構想の位置づけ	1
1. バリアフリー法について	1
2. 基本構想の位置づけ	7
Ⅱ．基本構想改定の経緯と策定の流れ	8
1. 改定の経緯	8
2. 検討体制	10
3. 策定の流れ	11
4. 協議会等の開催概要	12
5. 改定に向けた課題	14
Ⅲ．バリアフリー基本構想	24
1. 基本方針	24
2. 生活関連施設、経路の設定	25
3. 重点整備地区の区域	29
4. 特定事業	33
5. 心のバリアフリー・人的対応への取り組み	69
6. 実現に向けて	75

参考資料

池袋駅地区バリアフリー基本構想推進協議会設置要綱

池袋駅地区バリアフリー基本構想推進協議会 名簿

住民部会・合同部会構成員

住民部会・合同部会の実施概要と主な意見

子育てヒアリングの実施概要と主な意見

旧基本構想（H23. 4・H26. 4）の重点整備地区範囲と本基本構想での追加範囲

I. 基本構想の位置づけ

1. バリアフリー法について

1) バリアフリー法の社会的背景、経緯など

●交通バリアフリー法とハートビル法

急速な高齢化の進展と、「ノーマライゼーション」の理念、「ユニバーサルデザイン」といった考え方が浸透するなか、平成 12 年に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化に関する法律（交通バリアフリー法）」が制定されました。鉄道やバスをはじめとする公共交通機関に加え、鉄道駅等の周辺の道路や駅前広場、通路等の連続した移動経路について、公共交通事業者や都道府県公安委員会、道路管理者である地方公共団体等の関係事業者が各々の取り組みの整合性を図り、交通用施設の総合的なバリアフリー化が推進されることとなりました。

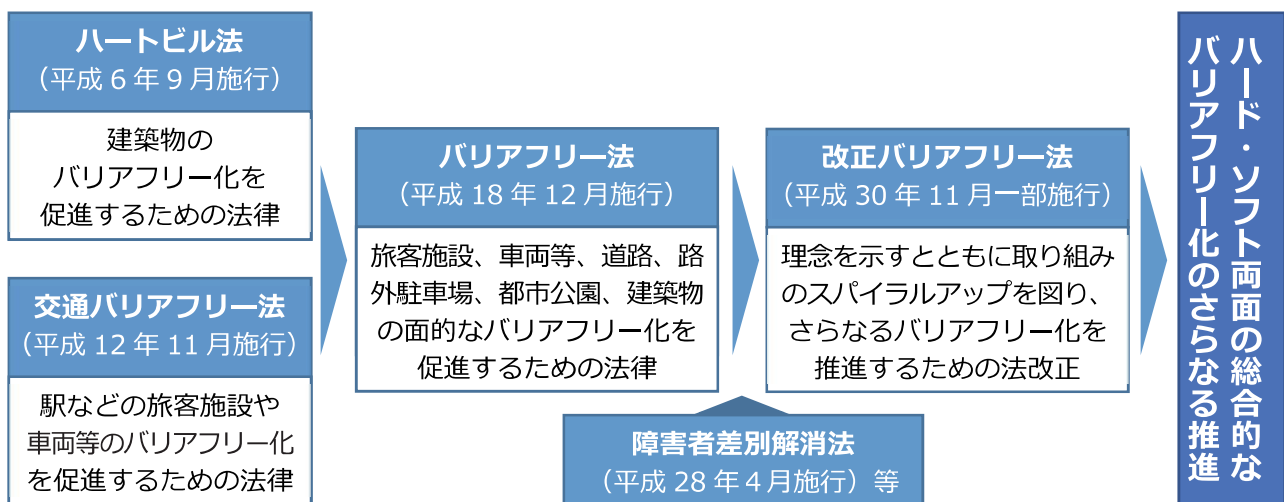
一方、建築物については、平成 6 年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」が制定され、平成 15 年の改正では、不特定多数の人々が利用する一定規模（2,000 m²）以上の建築物の建築等において利用円滑化基準への適合が義務づけられました。

●バリアフリー法

高齢化へのさらなる対応や障害のある人の社会参加等への対応に向けて、社会のバリアフリー化を「点」や「線」から「面」へ広げるため、交通バリアフリー法とハートビル法を統合し「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」が平成 18 年 12 月に施行されました。

●改正バリアフリー法

平成 26 年に批准した国連の「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」、平成 28 年に施行した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」などを受け、共生社会を実現し、社会的障壁を除去する法の理念を明確に示すとともに、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機としたさらなる取り組みの推進を図るため、平成 30 年 11 月に改正バリアフリー法が一部施行されました（平成 31 年 4 月全部施行予定）。



2) バリアフリー法の概要

(1) 目的

バリアフリー法では、高齢者、障害者（身体障害者・知的障害者・精神障害者・発達障害者を含む、全ての障害者）、妊産婦、けが人等の、移動や施設利用の利便性や安全性向上を促進するために、公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化を促進することとされています。

本法律で想定されたバリアフリー基本構想（以下「基本構想」）は、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区（重点整備地区）において、公共交通機関、道路、路外駐車場、都市公園、建築物、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために市町村が作成するもので、重点整備地区において「面的・一体的なバリアフリー化」を図ることをねらいとしたものです。



出典：国土交通省総合政策局：バリアフリー基本構想作成に関するガイドブック（平成 28 年 9 月）

(2) 法律の枠組み

バリアフリー法では、旅客施設、車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物について、新設時の基準適合義務や既存施設への基準適合の努力義務を定めています。また、基本構想制度によって、重点整備地区におけるバリアフリー化事業の重点的かつ一体的な実施を進める枠組みを定めています。

改正バリアフリー法では、スパイラルアップの実現のための施策の充実を図るほか、新たに移動等円滑化促進方針制度を設け、バリアフリーのまちづくりに向けた地域連携強化を目指しています。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (バリアフリー法)

高齢者や障害者などの自立した日常生活や社会生活を確保するために、
●旅客施設・車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物に対して、バリアフリー化基準（移動等円滑化基準）への適合を求めるとともに、
●駅を中心とした地区や、高齢者や障害者などが利用する施設が集中する地区（重点整備地区）において、住民参加による重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めるための措置などを定めています。

公共交通施設や建築物のバリアフリー化の推進

・以下の施設について、新設・改良時のバリアフリー化基準（移動等円滑化基準）への適合義務。また、既存の施設について、基準適合の努力義務 など

旅客施設及び車両等



道路



路外駐車場



都市公園



建築物

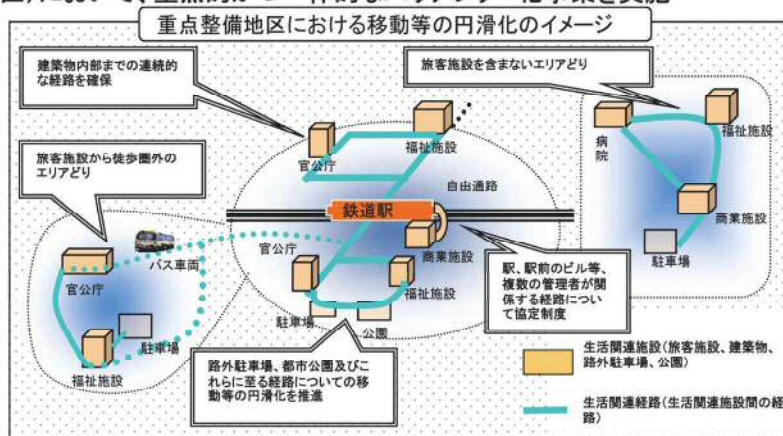


地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進

・市町村が作成する基本構想に基づき、駅を中心とした地区や、高齢者や障害者などが利用する施設が集中する地区（重点整備地区）において、重点的かつ一体的なバリアフリー化事業を実施

★住民等の計画段階からの参加の促進を図るための措置

- 基本構想策定時の協議会制度
- 住民等からの基本構想の作成提案制度



心のバリアフリーの推進

バリアフリー化の促進に関する国民の理解・協力の促進等



高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の 基本的枠組み

基本方針(主務大臣)

- ・ 移動等の円滑化の意義及び目標
- ・ 公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、特定建築物の所有者が移動等の円滑化のために講ずべき措置に関する基本的事項
- ・ 市町村が作成する基本構想の指針

等

関係者の責務

- ・ 関係者と協力しての施策の持続的かつ段階的な発展（スパイラルアップ）【国】
- ・ 心のバリアフリーの促進【国及び国民】
- ・ 移動等円滑化の促進のために必要な措置の確保【施設設置管理者等】
- ・ 移動等円滑化に関する情報提供の確保【国】

基準適合義務等

以下の施設について、新設等に際し移動等円滑化基準に適合させる義務
既存の施設を移動等円滑化基準に適合させる努力義務

- ・ 旅客施設及び車両等
- ・ 一定の道路（努力義務はすべての道路）
- ・ 一定の路外駐車場
- ・ 都市公園の一定の公園施設（園路等）
- ・ 特別特定建築物（百貨店、病院、福祉施設等の不特定多数又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物）

特別特定建築物でない特定建築物（事務所ビル等の多数が利用する建築物）の建築等に
際し移動等円滑化基準に適合させる努力義務
（地方公共団体が条例により義務化可能）

誘導的基準に適合する特定建築物の建築等の計画の認定制度

重点整備地区における移動等の円滑化の重点的・一体的な推進

住民等による基本構想の作成提案

基本構想（市町村）

- ・ 旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の高齢者、障害者等が生活上利用する施設の所在する一定の地区を重点整備地区として指定
- ・ 重点整備地区内の施設や経路の移動等の円滑化に関する基本的事項を記載

協議

協議会

市町村、特定事業を実施すべき者、施設を利用する高齢者、障害者等により構成される協議会を設置

事業の実施

- ・ 公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、特定建築物の所有者、公安委員会が、基本構想に沿って事業計画を作成し、事業を実施する義務（特定事業）
- ・ 基本構想に定められた特定事業以外の事業を実施する努力義務

支援措置

- ・ 公共交通事業者が作成する計画の認定制度
- ・ 認定を受けた事業に対し、地方公共団体が助成を行う場合の地方債の特例

移動等円滑化経路協定

重点整備地区内の土地の所有者等が締結する移動等の円滑化のための経路の整備又は管理に関する協定の認可制度

●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律

背景・必要性

2020年東京パラ大会の開催を契機とした**共生社会の実現**、高齢者、障害者等も含めた**一億総活躍社会の実現**の必要性

＜課題①：ハード・ソフト両面の課題＞

- 事故、トラブルの発生等を踏まえ、既存施設を含む更なるハード対策、また、旅客支援等のソフト対策を一体的に推進する必要



(参考)
車いす利用者の
バス利用に係る
介助の様子

＜課題②：地域の取組の課題＞

- 市町村(特別区を含む)による基本構想未作成・フォローアップ不足等により、地域におけるバリアフリー化が不十分

※基本構想作成市町村数：

- 全市町村の約2割(294/1,741)
- 3千人/日以上の旅客施設のある市町村の約半数(268/613)

[H28年度末時点]

＜課題③：利用し易さの課題＞

- 観光立国実現に向け、貸切バスや遊覧船もバリアフリー化が必要
- 公共交通機関に加え、建築物等に関するバリアフリー情報の積極的な提供が必要
- バリアフリー施策の評価等に当たり、障害者等の参画・視点の反映が必要

＜関連する政府決定等＞

■ユニバーサルデザイン2020行動計画(H29.2 ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定)

「バリアフリー法を含む関係施策について、29年度中に検討を行う等により、そのスパイラルアップを図る」

法律の概要 ※赤字：平成30年11月1日施行、青字：平成31年4月1日施行

①理念規定／国及び国民の責務

- 理念規定を設け、「**共生社会の実現**」、「**社会的障壁の除去**」を明確化
- 「心のバリアフリー」として、**高齢者、障害者等に対する支援(鉄道利用者による声かけ等)**を明記

②公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組の推進

- ハード対策に加え、**接遇・研修のあり方を含むソフト対策のメニュー**を国土交通大臣が新たに作成
- 事業者は、**ハード・ソフト計画※の作成・取組状況の報告・公表**

※施設整備、旅客支援、情報提供、教育訓練、推進体制



【研修の様子(介助の疑似体験)】

③バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組強化

- 市町村が**バリアフリー方針**を定める**マスタープラン制度**を創設
(協議会等における調整、都道府県によるサポート、作成経費支援)

【バリアフリーのマスタープラン】

- ・市町村による方針の作成
- ・重点的に取り組む対象地区(※)の設定

【基本構想(具体事業調整)】

- ・事業を実施する地区の設定
- ・事業内容の特定

地区内事業者等による事業実施

※対象地区内

- ・公共交通事業者等の事前届出を通じた交通結節点の調整
- ・バリアフリーマップ作成に対する地区内事業者等の情報提供

当事者の参画する協議会の活用等により
定期的評価・見直し

- 近接建築物との連携による既存地下駅等のバリアフリー化を促進するため、**協定(承継効)制度及び容積率特例**を創設

- ➡ 駅等の旅客施設にスペースの余裕がない場合に近接建築物への通路及びバリアフリースイレ整備が容易に



【バリアフリー対応のバス(貸切バス)】

④更なる利用し易さ確保に向けた様々な施策の充実

- **貸切バス・遊覧船等の導入時におけるバリアフリー基準適合を義務化**
- 建築物等の**バリアフリー情報の提供**を新たに**努力義務化**
- 障害者等の参画の下、**施策内容の評価等を行う会議の開催**を明記



【遊覧船】

出典：国土交通省資料

(3) バリアフリー基本構想で定める事項

区市町村は、国が定める「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に基づき、旅客施設を中心とする地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区（重点整備地区）について、基本構想を策定することができます（改正バリアフリー法では策定が努力義務）。

また、基本構想では、重点整備地区において、面的・一体的なバリアフリー化を推進するために必要な事業を特定事業として定めます。

【バリアフリー基本構想で定める事項（バリアフリー法第 25 条）】

1. 重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針（定めるよう努めるもの）
2. 重点整備地区の位置及び区域
3. 生活関連施設、生活関連経路とこれらにおける移動等円滑化に関する事項
4. 実施すべき特定事業その他の事業に関する事項
5. ① 4 と併せて実施する市街地開発事業において移動等円滑化のために考慮すべき事項
 - ② 自転車等の駐車施設の整備など移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する事項
 - ③ その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項

(4) 協議会の設置

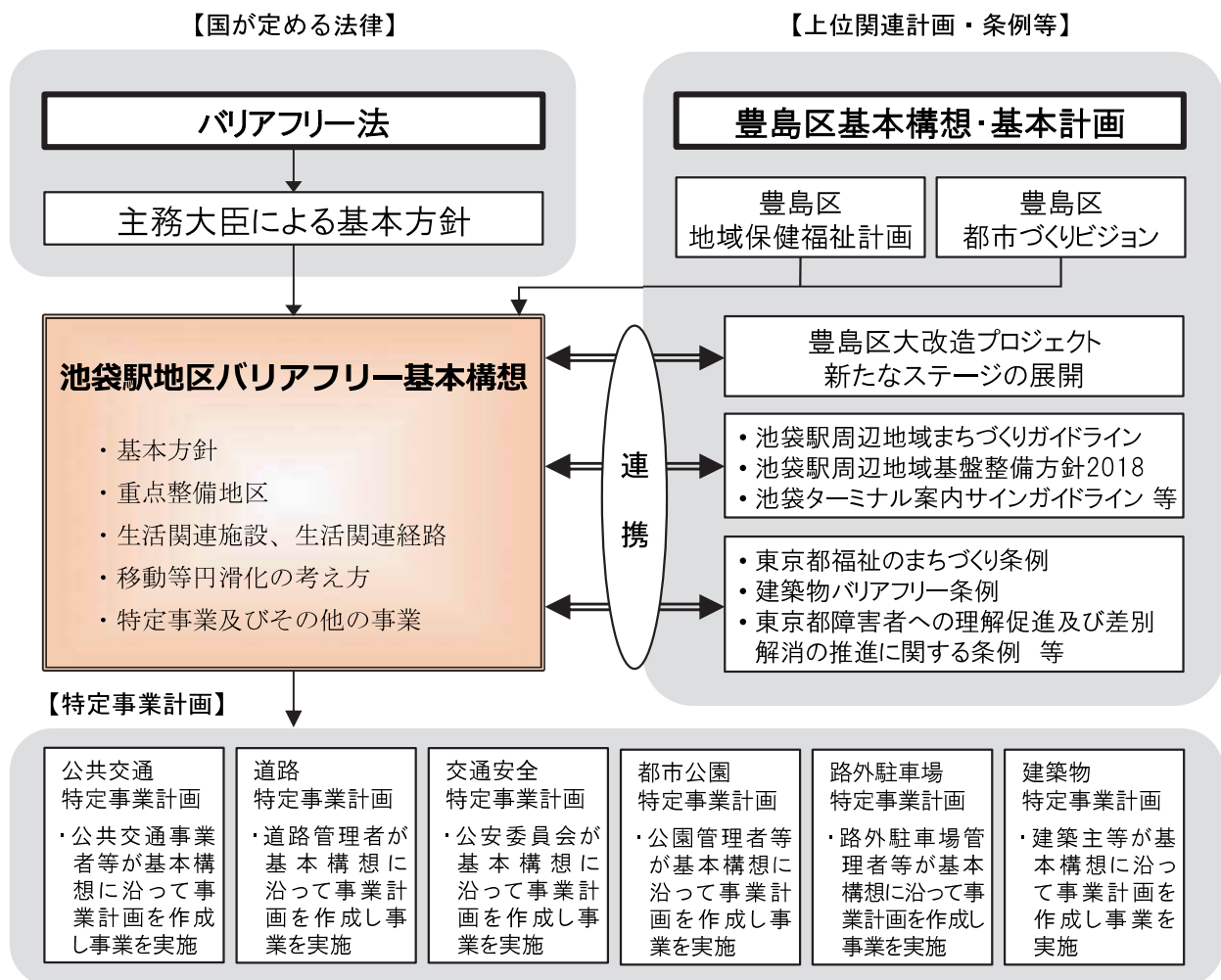
区市町村は、計画の段階から住民等の参加を促すため、基本構想の作成に関する協議及び基本構想の実施に係る連絡調整を行うための協議会を組織することができます。

この協議会は、区市町村をはじめ、特定事業を実施することになる施設管理者や交通管理者、実際の利用者である高齢者や障害者などで構成することとしています。

2. 基本構想の位置づけ

「池袋駅地区バリアフリー基本構想（以下「本基本構想」）」は、「池袋駅地区バリアフリー基本構想（平成 23 年 4 月策定）」及び「池袋駅地区バリアフリー基本構想【エリア拡大編】（平成 26 年 4 月策定）」を統合し、必要な修正を加えることで取り組みのスパイラルアップを図るものです。策定にあたり、バリアフリー法及び移動等円滑化の促進に関する基本方針に従うとともに、様々な上位関連計画等との整合・連携を図ります。

なお、バリアフリー基本構想は、バリアフリー化に関する基本的な事項を記載するものであり、基本構想の策定後には、重点整備地区内における事業計画として、それぞれの事業者が特定事業計画を作成し、事業を実施していきます。



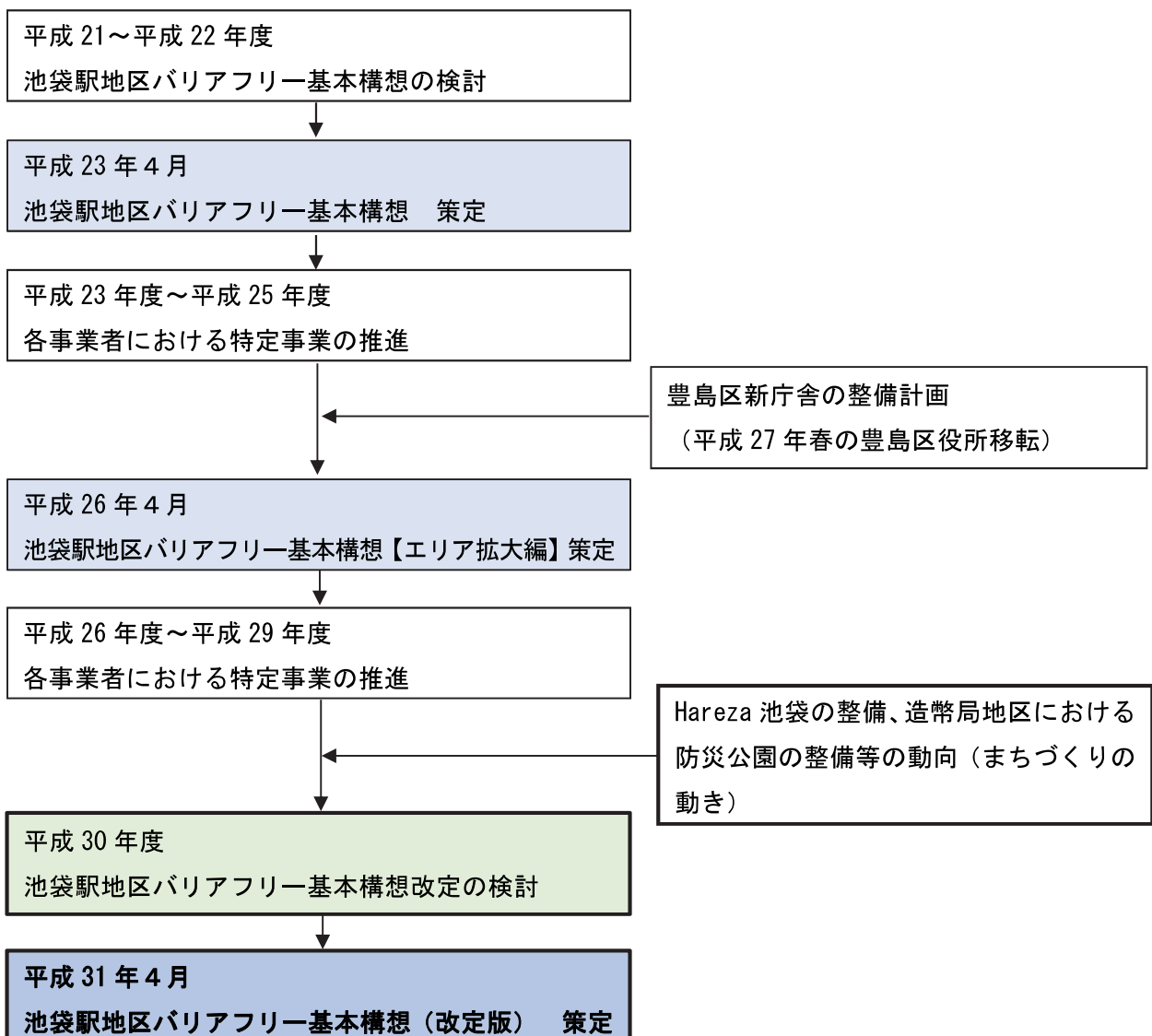
II. 基本構想改定の経緯と策定の流れ

1. 改定の経緯

豊島区では、池袋副都心の核である池袋駅を中心とした地区において、誰もが安全に移動し、利用することができる空間の整備を推進していくために、平成 23 年 4 月に「池袋駅地区バリアフリー基本構想」を策定しました。また、平成 27 年の豊島区新庁舎の開庁に併せて周囲のバリアフリー化を進めるため、平成 26 年 4 月には「池袋駅地区バリアフリー基本構想【エリア拡大編】」を策定し、重点整備地区を拡大しました。

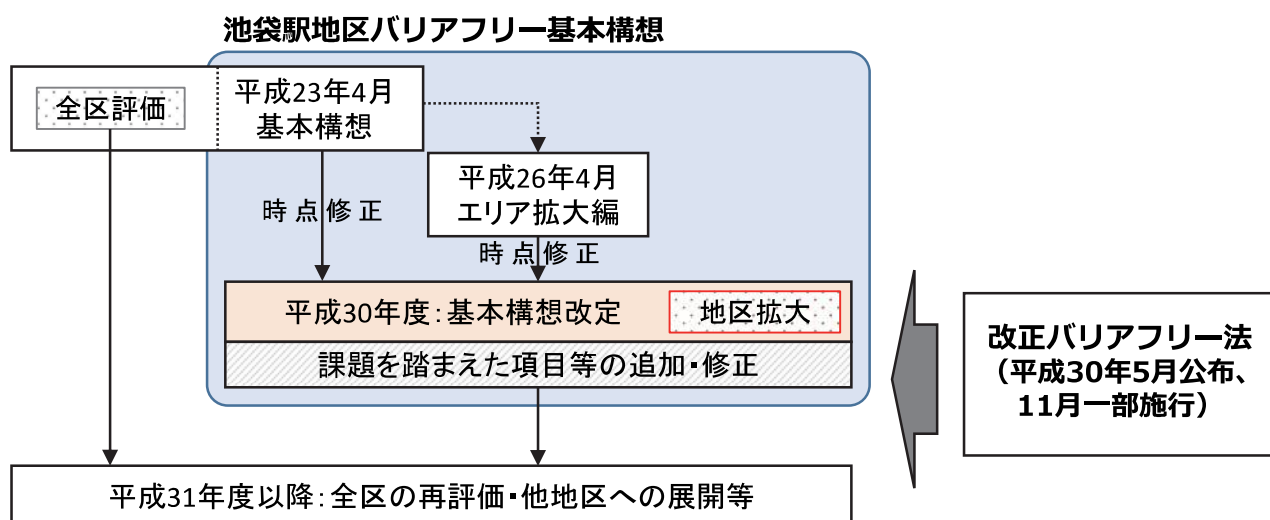
【エリア拡大編】策定後は、2 つの基本構想を合わせて「池袋駅地区バリアフリー基本構想」として取り組みを進めてきましたが、エリア拡大編の策定から 5 年目にあたり、Hareza 池袋（庁舎跡地及び周辺エリア）及び造幣局地区をはじめ、重点整備地区の内外で新たなまちづくりが進んでいることを踏まえ、基本構想の改定に向けて検討を行うこととしました。

■池袋駅地区におけるバリアフリー基本構想策定の経緯と改定に向けた流れ



改定にあたり、新たなまちづくりの動向を踏まえて重点整備地区を拡大するとともに、生活関連施設・生活関連経路を追加し、追加の特定事業を検討しました。また、同時期に公布、施行された改正バリアフリー法については、可能な範囲で、理念や考え方を反映して策定を進めました。

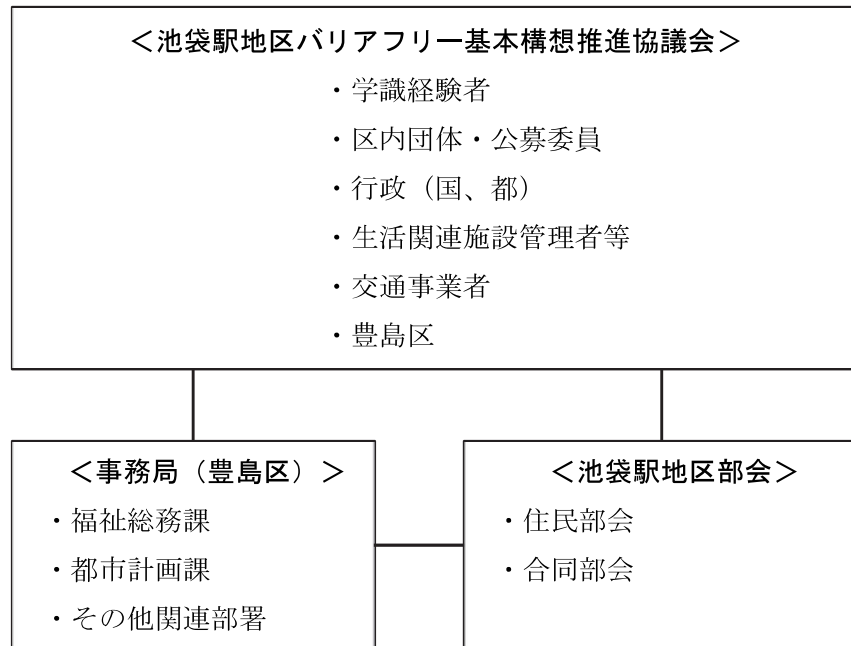
なお、豊島区全域の現況と課題については、本基本構想策定後に改めて調査を行い、区全体の評価を行ったうえで他地区の基本構想策定への展開を検討することとします。



2. 検討体制

本基本構想の策定にあたっては、関係者で組織される「池袋駅地区バリアフリー基本構想推進協議会」を設置し、関係者との合意形成を図りつつ、検討を進めました。

また、住民部会、合同部会を設置することにより、様々な立場の方の具体的な意向を把握し、協議会における検討に反映させました。



■ 池袋駅地区バリアフリー基本構想推進協議会

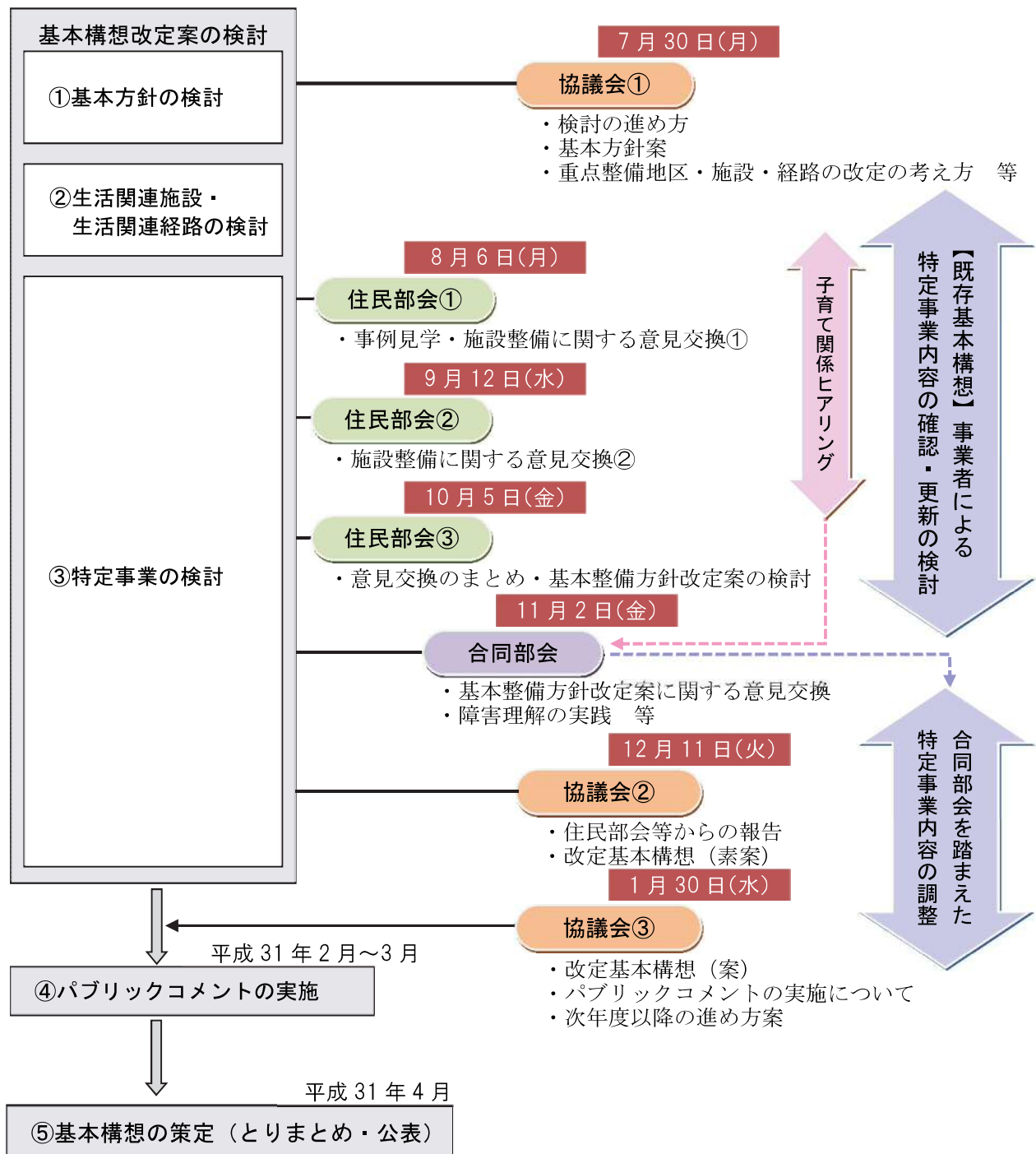
- ・ 池袋駅地区バリアフリー基本構想推進協議会設置要綱（平成 30 年 5 月 17 日 都市整備部長決定）に基づき、設置する。
- ・ 協議会委員は、同要綱に定める。
- ・ 事務局は、保健福祉部福祉総務課並びに都市整備部都市計画課が務める。

■ 住民部会・合同部会

- ・ 検討テーマにより参加メンバーを決定し、運営する。
- ・ 活動状況、検討内容等は随時、協議会に報告する。

3. 策定の流れ

本基本構想の検討においては、第1回協議会において基本方針や検討の進め方等について了承を得たのち、第1回・第2回住民部会で Hareza 池袋や池袋西口公園など、新たなまちづくりを進める施設を対象に意見交換を行いました。第3回住民部会では意見交換の内容を踏まえ、全ての事業者が取り組みの際に留意してほしい事項として「移動等円滑化の考え方（案）」を整理し、この案をもとに、住民等と事業者の意見交換の場として合同部会を開催しました。さらに、第2回、第3回協議会で改定基本構想や特定事業の内容をとりまとめ、パブリックコメントを経て基本構想を策定しました。



4. 協議会等の開催概要

協議会等の開催概要を以下に示します。

■ 協議会

実施概要	検討内容	実施状況
第1回協議会 【日時】 平成30年7月30日(月) 10:00~12:00 【場所】 豊島区役所本庁舎8階 議員協議会室 【参加者】 ・委員長(日本女子大学 佐藤教授) ・副委員長(日本大学 江守准教授) ・委員:30名 ・区:9名 ・事務局	・基本構想改定の進め方 ・基本方針案 ・重点整備地区・生活関連施設・生活関連経路の改定案について	委員長挨拶  意見交換風景 
第2回協議会 【日時】 平成30年12月11日(火) 10:00~12:00 【場所】 豊島区役所本庁舎8階 議員協議会室 【参加者】 ・委員長(日本女子大学 佐藤教授) ・副委員長(日本大学 江守准教授) ・委員:30名 ・区:14名 ・施設設置管理者等:1名 ・事務局	・住民部会・合同部会等の報告 ・池袋駅地区バリアフリー基本構想改定の素案について ・特定事業案の検討状況について	説明・意見交換風景 
第3回協議会 【日時】 平成31年1月30日(水) 10:00~12:00 【場所】 豊島区役所本庁舎5階 507・508・509・510 会議室 【参加者】 ・委員長(日本女子大学 佐藤教授) ・副委員長(日本大学 江守准教授) ・委員:32名 ・区:14名 ・施設設置管理者等:1名 ・事務局	・改定基本構想案について ・パブリックコメントの実施、今後の進め方について	意見交換風景  副区長挨拶 

■ 住民部会・合同部会

実施概要	検討内容	実施状況
第1回住民部会 【日時】 平成30年8月6日(月) 9:30~12:30 【場所】 豊島区役所本庁舎5階 509・510 会議室 【参加者】 ・日本女子大学 佐藤教授 ・日本大学 江守准教授 ・区民:14名 ・施設設置管理者等:7名 ・事務局	・事例見学(豊島区本庁舎) ・Hareza 池袋(オフィス棟シネマコンプレックス、芸術文化劇場、区民センター、中池袋公園、周辺道路) に関する説明・意見交換	説明風景  事例見学 
第2回住民部会 【日時】 平成30年9月12日(水) 13:30~16:30 【場所】 豊島区役所本庁舎5階 509・510 会議室 【参加者】 ・日本女子大学 佐藤教授 ・区民:13名 ・施設設置管理者等:5名 ・事務局	・池袋西口公園、 ビックリガード上空デッキ、 造幣局地区街づくり に関する説明・意見交換	説明風景 
第3回住民部会 【日時】 平成30年10月5日(金) 10:00~12:00 【場所】 豊島区役所本庁舎5階 507・508 会議室 【参加者】 ・日本女子大学 佐藤教授 ・日本大学 江守准教授 ・区民:9名 ・施設設置管理者等:2名 ・事務局	・第1回・第2回住民部会を踏まえた課題のまとめ ・基本整備方針改定案の説明、意見交換	説明風景 
合同部会 【日時】 平成30年11月2日(金) 10:00~12:00 【場所】 豊島区役所本庁舎5階 507・508・509・510 会議室 【参加者】 ・日本女子大学 佐藤教授 ・日本大学 江守准教授 ・区民:13名 ・施設設置管理者等:42名 ・事務局	・障害理解の実践(障害者団体の方からのお話) ・住民部会からの報告等 ・基本整備方針改定案及び特定事業設定に関する説明 ・事業者からの報告・意見交換 ・その他(視覚障がい者対応音声案内付キオスク端末の展示・体験)	説明風景 

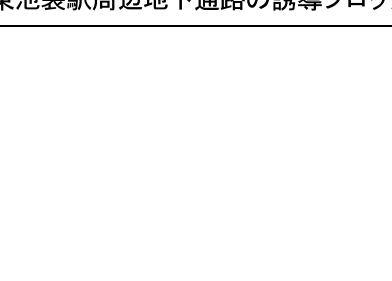
5. 改定に向けた課題

これまでに実施した特定事業や未完了の事業の状況、池袋駅周辺のまちづくりの動向を踏まえて、基本構想改定に向けた課題や、さらなるバリアフリー化の推進に向けた課題を整理しました。

1) これまでに実施した主な特定事業

事業種類	事業内容
公共交通 特定事業	・視覚障害者誘導用ブロック（以下、誘導ブロック）の連続的な整備 ・音声案内の設置 ・ホームドア設置（山手線・西武池袋線） ・スロープの勾配改善 ・蹴込み付き券売機の整備 ・低床車両の導入（バス） ・ソフト対応の充実（鉄道・バス・タクシー）
道 路 特定事業	・誘導ブロックの整備・維持管理 ・凹凸のない舗装への改修（池袋西口公園前歩道） ・自転車駐車場の整備 ・指定喫煙所の移設（池袋駅北口） ・喫煙所利用者マナー啓発
交通安全 特定事業	・バリアフリー対応信号機の設置 ・エスコートゾーンの設置
都市公園 特定事業	・園内施設のバリアフリー化（南池袋公園） ・多目的トイレの設置（南池袋公園）
建 築 物 特定事業	・出入口等のバリアフリー化（東池袋分庁舎・豊島郵便局） ・リニューアルに伴うバリアフリー化（勤労福祉会館（産業振興プラザ）） ・段差の解消、誘導ブロックによる案内（東京芸術劇場） ・案内誘導の改善や安全対策（サンシャインシティ） ・新庁舎への区民意見への反映

2) 未完了の主な特定事業

事業種類	事業内容	写真
公共交通 特定事業	・東口での初終電対応エレベーターの整備（関係事業者の連携・協力） ・現在地や主要目的地のわかりやすい位置情報の提供 ・音声等による適切な情報提供 ・東池袋駅のエレベーター増設（都電側） ・都電停留場への柵の設置・スロープ改善	 東池袋駅・東池袋四丁目停留場付近
道路 特定事業	・歩車道段差構造の共通化 ・生活関連経路の歩行者空間確保（区庁舎跡地周辺・環5の1付近等）	 場所により異なる歩車道境界ブロック
交通安全 特定事業	・バリアフリー対応信号機の設置 ・エスコートゾーンの設置 ・音響用押ボタンの設置位置への配慮（道路管理者との連携）	 区庁舎跡地周辺の歩行者空間
都市公園 特定事業	・区庁舎跡地活用と合わせた公園のバリアフリー化（中池袋公園） ・凹凸のない舗装への改善（池袋西口公園） ・勾配の改善や段差の解消（東池袋中央公園）	 池袋西口公園の凹凸のある舗装
路外駐車場 特定事業	・駐車場～地上間の垂直移動手段の確保（ISP・東武ホープセンター）	 池袋西口公園の凹凸のある舗装
建築物 特定事業	・オストメイト対応設備の設置（生活産業プラザ・池袋保健所） ・誘導ブロックの仕様の改善（ライズシティ・アウルタワー）	 東池袋駅周辺地下通路の誘導ブロック

3) 池袋駅周辺のまちづくりの動向

池袋駅周辺では、平成 27 年 7 月に指定された特定都市再生緊急整備地域を中心に新たなまちづくりの動きがあり、地区のバリアフリー化を進める上で、連携して取り組む必要性が高い状況となっています。

■池袋駅周辺のまちづくりの動向



プロジェクト名	整備年	プロジェクト名	整備年
①北口歩行者ネットワーク構想		⑫東池袋四丁目二番街区地区	2022
②東武鉄道池袋駅建替		⑬東池袋五丁目地区	2019
③補助 173 号線	2018	⑭池袋駅サイン・案内板・Wi-Fi 整備	2019
④ウィロード改修	2019	⑮ダイヤゲート池袋	2019
⑤南北区道	2020	⑯グリーン大通り	2016
⑥Hareza 池袋	2020	⑰南池袋二丁目 A 地区（区役所本庁舎）	2015
⑦池袋駅西口地区		⑱南池袋二丁目 C 地区	2018
⑧東池袋一丁目シネマコンプレックスプロジェクト	2019	⑲池袋西口公園	2019
⑨東京国際大学	2023	⑳南池袋公園	2016
⑩ビックリガード上空デッキ	2019	㉑（仮称）造幣局地区防災公園	2020
⑪東西デッキ構想		㉒中池袋公園	2019
地点なし：電気バス	2019	（番号は地図の位置に対応）	

豊島区資料より作成

■早期に実現を図る主なプロジェクト

■ HAREZA
IKEBUKURO
6 Hareza池袋 豊島区立芸術文化劇場
新区民センター

2019

グランドオープン

2020

10 ビックリガード上空デッキ



19 池袋西口公園 2019



21 (仮称)造幣局地区防災公園 2020



22 中池袋公園 2019



14 池袋駅サイン・案内板・Wi-Fi整備

2019



豊島区資料より作成

4) 基本構想改定に向けた課題

基本構想の経緯や特定事業の進捗状況、新たなまちづくりの動向を踏まえ、基本構想改定に向けた課題を以下に整理しました。

(1) まちづくりの動向を踏まえた、重点整備地区・生活関連経路・生活関連施設の見直し

池袋駅地区バリアフリー基本構想策定から 7 年、【エリア拡大編】策定から 4 年が経過し、重点整備地区内においては新規に大規模な文化・商業施設等の立地が進んでいる。

また、重点整備地区内及び地区縁辺部においても事業が多数進行しており、これらを含めた地区・経路・施設を再設定し、基本整備方針に基づく特定事業の設定を行うことで、さらなるバリアフリー化の推進を図る必要がある。

(2) 今後進む整備への適切な段階での区民意見の反映の機会の確保（計画段階からの参加）

現在進行中の事業について、基本構想推進協議会を活用し、高齢者・障害者等の当事者の意見を反映する機会を設けることで、あらかじめバリアフリー化に配慮された施設整備を行う必要がある。

(3) 未実施の特定事業について、現状の課題を踏まえた事業の再検討・再設定

基本構想の策定によって、多くの事業者が連携して特定事業がすすめられ、池袋駅周辺のバリアフリー状況は一定の向上が図られてきている。

一方、未実施の特定事業について、実施が困難となっている理由を明らかにした上で代替案も含めて検討し、改定基本構想に改めて位置づけ、事業を進める必要がある。

(4) 社会背景の変化に合わせた新たな課題への対応

基本構想策定以降、障害者差別解消法の施行（平成 28 年）や、改正バリアフリー法の公布・一部施行（平成 30 年）、移動等円滑化基準や各種ガイドラインの改定などがあり、バリアフリー施策を取り巻く社会背景にも変化が起こっている。

基本構想改定の検討に合わせ、これらの変化を取り込んだ基本方針や整備方針等を再設定し、各事業者の取り組み等へ反映させていく必要がある。

5) バリアフリー化の推進に向けた課題

過去の協議会や、住民部会等で出された意見、子育てヒアリングでの意見を踏まえ、各事業者が個別または連携してバリアフリー化に取り組む上での課題を以下に整理しました。

■視覚障害者誘導用ブロック

意見の概要	課題
・車椅子使用者にとって、視覚障害者誘導用ブロックはバリアになる。 ・近年では案内や人的対応が充実しているため、障害者団体と協議して、最小限の設置となるよう検討してほしい。 ・点状ブロックの仕様で、突起の高さが半分のもので製造されているので、屋内のみ採用を検討してほしい。	・利用実態や人的対応の状況、周辺環境を踏まえつつ、車椅子使用者や高齢者、ベビーカー利用者等と視覚障害者がともに利用しやすくなるような視覚障害者誘導用ブロック設置の方法について、各事業者が当事者の意見を踏まえて検討することが期待される。
・JIS 規格に準じた視覚障害者誘導用ブロックであっても、部屋や床面の色に応じて多様な色が使われている。鋳タイプもあるが、視認しにくく、滑りやすい。できればコントラストの高い黄色に統一し、鋳タイプは避けてほしい。	

■サイン等の案内誘導

意見の概要	課題
・池袋ターミナル案内サインガイドライン（2018年5月改定）が策定されたので、これに準じたサイン整備を進めてほしい。	・池袋駅構内については、ガイドラインに従って整備・運用・管理を行い、適切にバリアフリー情報を提供する必要がある。 ・多様な利用者にとってのわかりやすさに留意し、色使いや大きさ、設置位置、記載内容、事業者の連携による連続的な案内等を検討する必要がある。 ・当事者意見を踏まえつつ、視覚障害者の利用に対応した点字や音声による案内誘導の充実が必要である。 ・サイン等の案内誘導は、当事者の意見を反映した改善を重ねることが特に有効であり、設置時の対応のみでなく、継続的な改善が期待される。
・池袋駅周辺のバリアフリー経路がわかりにくい。	
・色覚異常の利用者に留意した情報提供をしてほしい。	
・知的障害者が理解できるようにルビを振ってほしい。	
・バリアフリー設備等に関する位置サイン・誘導サイン等がわかりにくい。 ・光の反射で見えにくい案内がある。 ・情報は動線上、目線の位置にないとわかりにくい。	
・インターホン呼出、シグナルエイド対応、点字や音声による案内があるのは良い。 ・音声案内の内容は、当事者の確認が必要。	

■聴覚障害者等の利用に留意した対応

意見の概要	課題
・劇場の公演やイベントでは内容がわかるよう手話通訳や文字情報などが必要である。	・利用実態に合わせ、通常時、非常時それぞれについて、聴覚障害者への情報保障やコミュニケーションを支援するための仕組みやツールを整える必要がある。 ・対話支援機器、補聴機器などについては技術の進歩が著しい分野でもあるため、各事業者は情報収集をしながら適切な対応方策を検討することが期待される。
・非常時に対応したフラッシュライトやデジタルサイネージなどでの情報提供がほしい。	
・窓口などでは、手話通訳や筆談が可能な体制を整えてほしい。	

■垂直移動設備（エレベーター・階段・エスカレーター）

意見の概要	課題
・高齢者、障害者、ベビーカー利用者等が使いたいときに使えるエレベーターを設けてほしい。	・利用実態や目的に合わせ、適切な位置に十分な大きさや基数のエレベーターを確保するとともに、高齢者、障害者やベビーカー利用者などが優先的に利用できるよう表示や啓発を行うことが期待される。 ・車椅子使用者、視覚障害者、聴覚障害者それぞれにとって適切にバリアフリー対応されたエレベーターを整備する必要がある。
・新しいエレベーターでも、ボタンや鏡、開閉時間など、障害者にとって使いにくい場合がある。	
・聴覚障害者が非常時にコミュニケーションを図れるよう、ガラス窓やモニターを設けてほしい。	
・エレベーターホールが暗いことが多い。	
・階段の手すりは両側にあるとよい。	・公共性の高い階段では両側に連続的に手すりを設置し、点字表示や段鼻の強調を行うなど、高齢者や視覚障害者等にとっての使いやすさと安全対策に留意する必要がある。 ・非常時の避難経路となることも想定した対策を検討することが期待される。
・階段の手すりには点字があるとよい。	
・階段の段鼻を強調してほしい。	
・停電時にも段がわかるような蓄光テープを活用してはどうか。	
・階段は下りの方が危険と感じる人も多いため、エスカレーターは上りと下りの両方あるとよい。	

■トイレ

意見の概要	課題
・ 利用者が多い施設では車椅子使用者用トイレ、一般トイレ（特に女性トイレ）とも個数が不足しないように配慮してほしい。 ・ LGBT 対応トイレが必要ではないか。 ・ 男女トイレそれぞれに乳幼児用設備があるのは良い。 ・ 便房が狭いと使いにくい。（車椅子使用者用トイレ、一般トイレ） ・ 車椅子使用者用トイレは自動扉の方が良いが、ボタンの位置が押しにくいものがある。 ・ ボタン類の配置や洗面台の高さなどが統一されていない。 ・ 便座の高さは、妊産婦や膝の悪い人、高齢者等、誰にでも利用しやすいよう 45cm を基準に設置を検討してほしい。 ・ 扉や便器などのコントラストをはっきりさせてほしい。 ・ ベビーカーごと入れる便房を設けてほしい。	・ 利用実態に合わせた十分な個数の便房を確保するとともに、車椅子使用者用トイレに利用が集中しないよう、一般便房に広めのブースやオストメイト対応設備、乳幼児用設備を設けるなど、機能分散を図る必要がある。 ・ 利用実態に合わせ、多様な性自認・性的指向の人や異性介助に配慮した男女共用トイレを確保することが期待される。 ・ 各個室の大きさや動線の確保、ボタン類の配置、便座や洗面台の高さなどについて、多様な利用者の利用しやすさに配慮するとともに、各施設で統一した整備がされるように調整することが期待される。

■駐輪場・障害物

意見の概要	課題
・ 各施設で利用しやすい場所に駐輪場を設け、敷地内通路や周辺道路に駐輪されないように指導を徹底してほしい。 ・ ゴミ置き場や看板が道路を狭めている。	・ 各施設で利用しやすい場所への十分な駐輪場の確保に留意するとともに、道路管理者や交通管理者、各施設の管理者が連携して移動の支障となる違法駐輪や不法占用物件への指導・啓発を行う必要がある。

■人的対応・心のバリアフリー

意見の概要	課題
・ 各施設に入居するテナント等は、差別の禁止や合理的配慮への理解が必要である。 ・ 施設の使いづらさを人的サポートで補う姿勢は素晴らしい。 ・ どのようなサポートができるのか明示してほしい。 ・ ベビーカー利用時は車両乗降時の段差やドアの開閉などで困ることが多く、助けてもらえるとうれしい。 ・ エレベーターや多機能トイレなどを一般の人が使っているため、本当に必要とする人が使えない。	・ 各施設で利用者に接する一人ひとりが障害への理解を深めるとともに、利用者への適切な案内やサポートができるよう職員研修などを行う必要がある。 ・ 各施設が提供している人的対応やコミュニケーション支援等の内容について、わかりやすく表示する必要がある。 ・ 施設利用のマナー・ルールについて、利用者への周知・啓発が必要である。

■舗装・歩車道境界

意見の概要	課題
・滑りにくく、がたつきのない舗装にしてほしい。ブロック舗装はバリアフリーに適さないのではないか。	・ブロック舗装を採用する場合は、バリアフリーに配慮し、がたつきが発生しにくい仕様の製品にする必要がある。 ・最近整備された道路では、段差が 0cm で突起がある歩車道境界ブロックを採用しているが、賛否両論あるため、さらに当事者意見をきく機会を設けながら統一に向けた検討を進める必要がある。
・歩車道境界ブロックは良い/つまずきやすい。	

■公園（上記以外の内容）

意見の概要	課題
・多様な利用者に配慮し、動線と滞留スペースの分離や、休憩場所の確保をしてほしい。	・日常時・イベント時・非常時など状況に応じて多様な使われ方があることに留意した配置計画、動線計画、空間計画が必要である。 ・災害発生時などに、高齢者・障害者を含む多様な人が公園に避難等をする可能性に留意し、設備や備蓄の確保、情報提供、人的対応などの対策を検討することが期待される。
・非常時に備えた給水設備やソーラーパネルなどを設置してほしい。	
・停電時に対応できるよう蓄光技術を採用してはどうか。	

■建築物（上記以外の内容）

意見の概要	課題
・ガラス扉に衝突する可能性がある。	・高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準や東京都福祉のまちづくり条例に従い、基準に適合した整備を進めることを基本としつつ、施設の機能や利用実態に合わせた配慮や工夫が必要である。
・足ふきマットにつまづく恐れがある。	
・総合案内にローカウンターがない。	
・出入口付近に車椅子利用者用駐停車スペースがあるのは良い。	
・授乳室があるのは良い。知的障害者等の休息スペースとしても使えるとよい。	
・授乳室はミルクを冷ませる機能や男性でも気兼ねせず使えるような配慮があるとよい。	
・待合スペースがほしい。	
・建物と道路の敷地の間に段差がないようにしてほしい。	